

朝霞市議会告示第2号

朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

朝霞市議会議長 野本 一幸

朝霞市議会規程第2号

朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年朝霞市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

第8条第6項第2号中「第9項」を「第8項」に改める。

附 則

この規程中第8条第6項第2号の改正規定は公布の日から、第3条第16号の改正規定は令和8年4月1日から、第3条第5号の改正規定は令和8年6月14日から施行する。